時事新報

貧人を中央市場外に移すべし

東京市區改正の議論と與に近時世上の注目を引起ゑたる問題い府下上水供給及び下水排除の議論ゑして既に去る二十二日東京府下の紳商諸氏は坂本町の銀行集會所に會合し水道拂下の儀を政府に請願する下相談を爲したる由なり今日の水道は工事甚だ疎末にして地底の木樋概ね腐蝕し神田玉川の諸上水、泉源は清潔なれども延て東京市中に入る時は惡水泥雨混同して飲用に堪へざるもの比々皆是ならざるはなゑ府下百分の生靈平素これを用ひて聊かも衛生の點に注慮せざるは文明國民の人事に對し似合はしからざる次第にゑて水道改良の擧最も大切なりと云はざる可らず又下水といへども同ゑとにて溝渠の敗壞甚しければ惡水の排除路なくしてその臭漏限りなく穢臭汚泥殆んど名狀すべからざるは普く世人の知悉する所ならん故ゑ此趣を一層激しく形容すれば東京府下にい殆んど上水下水の區別なしといふも不可なき程ゑして山の手邊地勢の高燥なる處に限り上水も堀井なれば確かに此區別ありと雖も一般下町ど唱ふる地にありてい溝渠の惡水塊々と水道に浸入して人々汚泥の中ゑ吸飲するは如何にも人間の生活ゑあるまじき談ゑまば其排水れ工事は兎も角も先づ上水下水の區別を附けて飲用水の清淨と謀るゑと取敢へず肝要ゑる可し銀行集會所ゑ會合ゑたる諸氏が政府れ手より水道の拂下を請求せんとするれ精神い之と以て純然たる私立の會社を起し上水の使用者に便利を與へんと欲するゑあるか我輩の賛成する所にして早く其事の成功を所望すといへとも爰ゑ實際と顧みて困難と思はるゝは首府の中心に貧人が居住と占めて改良水道に妨害を與ふるの一事なり蓋し水道會社が上水を改良して各家に其供給を爲すにつけてい使用者より相當の代價を申請けて社の維持營業を立てざるべからざるが故に其上水の代價は今日ゑ較へて高價なるゑと勢ひ免れ難くして貧人は乃ち相替らず舊時の井水を飲用そるの情實もゆゑとせば折角ある水道の改良は其功を全うせざることゑやや私立れ會社に特師を與へて一切舊來の水道を潰ゑし、新規清淨の上水を飲用すべしと強迫の手段にと改良を行ふも所詮六ヶ敷次第なれば唯之れを使用者の隨意に任ずるの外なかる可し然るときは高價の水錢を拂ふて新會社の水と仰ぐものは唯中等以上生計餘裕ある家にのミ限り水道の區域は廣くして水を用ゐる家の數は少なく會社の經濟に於て其維持難かる可し又下水改良の工事の如きも適當の方法を以てすまば必ずしも行れ難きにあらず暗渠を設け鐵管を敷て各家の廢水を綜合し、ゑれを河流に落すまでの其費用を尋常の商家に課して負擔せしめたらば容易に功を奏するとあらんと雖も貧人の雜居亦又ゑれと妨ゆて市街排水の不便をおすゑと貧ゑ浸潤あらざるもれあり今日府下の排水法を見るに尋常商家の居住する處に於ては不完全の程度割合ゑ少けれとも貧人の居住そる小路狹街に至る時は惡水排去するに由おくして穢濁の甚しき惡疫の禍根慥にこの處に伏在するが如し即ち下水改良の最も行はれ難き處に改正の要最も急ゑるが故に今の儘の東京にてはその實行所詮覺束ゑしと云はざる可らず或は仮りに政府より五六百高圓の大金を拋ち下水改築の大土功を起すとせんか其策は甚だ妙なりとするも土功竣成の後に至りてゑれと營繕保守するものは誰ゑるべきや衛生の道理も知らぬ貧民の濫用に任ゑて排水の良法亦その用を全ふそること能はざる可ゑ以上々水と云ひ下水と云ひその改良完全の方法も東京の中央市場が貧人の巣窟たる其間い皆容易ゑ行はれ難しとして暫く之を放棄するの外なきものゝ如し

市區改正の計畫事業は一ゑしく足らず例へば家屋改築の事の如きも日本帝國の首府ゑるこの東京と飾るには高樓大廈巍然として櫛比兩街を壓するは望ましき次第ならずや中央市場の要衝に見る蔭もあき矮屋軒を列ねたるは其休裁甚ゞ宜ゝらず海外交通の繁劇なる今日日本に來遊する西洋人の數も日一日と増加する手前もあり中央市府の改造は我輩贊成の事業なるとも又何故ゑ改良すると云はざる可らず又下水といへども同ゑとにて溝渠の敗壞甚しければ惡水の排除路なくしてその臭漏限りなく穢臭汚泥殆んど名狀すべからざるは普く世人の知悉する所ならん故ゑ此趣を一層激しく形容すれば東京府下にい殆んど上水下水の區別なしといふも不可なき程ゑして山の手邊地勢の高燥なる處に限り上水も堀井なれば確かに此區別ありと雖も一般下町ど唱ふる地にありてい溝渠の惡水塊々と水道に浸入して人々汚泥の中ゑ吸飲するは如何にも人間の生活ゑあるまじき談ゑまば其排水れ工事は兎も角も先づ上水下水の區別を附けて飲用水の清淨と謀るゑと取敢へず肝要ゑる可し銀行集會所ゑ會合ゑたる諸氏が政府れ手より水道の拂下を請求せんとするれ精神い之と以て純然たる私立の會社を起し上水の使用者に便利を與へんと欲するゑあるか我輩の賛成する所にして早く其事の成功を所望すといへとも爰ゑ實際と顧みて困難と思はるゝは首府の中心に貧人が居住と占めて改良水道に妨害を與ふるの一事なり蓋し水道會社が上水を改良して各家に其供給を爲すにつけてい使用者より相當の代價を申請けて社の維持營業を立てざるべからざるが故に其上水の代價は今日ゑ較へて高價なるゑと勢ひ免れ難くして貧人は乃ち相替らず舊時の井水を飲用そるの情實もゆゑとせば折角ある水道の改良は其功を全うせざることゑやや私立れ會社に特師を與へて一切舊來の水道を潰ゑし、新規清淨の上水を飲用すべしと強迫の手段にと改良を行ふも所詮六ヶ敷次第なれば唯之れを使用者の隨意に任ずるの外なかる可し然るときは高價の水錢を拂ふて新會社の水と仰ぐものは唯中等以上生計餘裕ある家にのミ限り水道の區域は廣くして水を用ゐる家の數は少なく會社の經濟に於て其維持難かる可し又下水改良の工事の如きも適當の方法を以てすまば必ずしも行れ難きにあらず暗渠を設け鐵管を敷て各家の廢水を綜合し、ゑれを河流に落すまでの其費用を尋常の商家に課して負擔せしめたらば容易に功を奏するとあらんと雖も貧人の雜居亦又ゑれと妨ゆて市街排水の不便をおすゑと貧ゑ浸潤あらざるもれあり今日府下の排水法を見るに尋常商家の居住する處に於ては不完全の程度割合ゑ少けれとも貧人の居住そる小路狹街に至る時は惡水排去するに由おくして穢濁の甚しき惡疫の禍根慥にこの處に伏在するが如し即ち下水改良の最も行はれ難き處に改正の要最も急ゑるが故に今の儘の東京にてはその實行所詮覺束ゑしと云はざる可らず或は仮りに政府より五六百高圓の大金を拋ち下水改築の大土功を起すとせんか其策は甚だ妙なりとするも土功竣成の後に至りてゑれと營繕保守するものは誰ゑるべきや衛生の道理も知らぬ貧民の濫用に任ゑて排水の良法亦その用を全ふそること能はざる可ゑ以上々水と云ひ下水と云ひその改良完全の方法も東京の中央市場が貧人の巣窟たる其間い皆容易ゑ行はれ難しとして暫く之を放棄するの外なきものゝ如し

高等試驗ヲ經當選シテ高等官ノ實務ヲ練習スル者ヲ云ヒ見習トハ官立府縣立中學校又ハ之ト同等ナル官立府縣立學校及帝國大學ノ監督ヲ受クル私立法學校及司法省舊法學校ノ卒業證書ヲ有シ及普通試驗ヲ經當選シテ判任官ノ事務ヲ練習スル者ヲ云フ」本令ニ於テ司法官ト稱スルハ裁判官及檢察官ヲ總稱ス○第二條　第三條　第四條ニ掲クルモノヲ除クノ外本令ニ依リ定規ノ試驗ヲ經當選シタル者ニアラサレハ試補及見習ニ任命スルコトヲ得ス又實務練習ヲ終リタル者ニアラサレハ本官ニ任スルコトヲ得ス○第三條　三年以上分科大學ノ教授ニ任シタル者ハ高等試驗及實務練習ヲ要セス直ニ本官ニ任シ法學博士文學博士ノ學位ヲ受ケタル者又ハ法科大學文科大學及舊東京大學法學部文學部ノ卒業生ハ高等試驗ヲ要セス試補ニ任スルコトヲ得」司法官タルノ資格ヲ有スル者ニシテ他官ヨリ司法官ニ轉スルトキ又ハ司法官タルノ資格ヲ有シ三年以上代言人タル者ハ實務練習ヲ要セス直ニ本官ニ任スルコトヲ得○第四條　官立府縣立中學校又ハ之ト同等ナル官立府縣立學校及帝國大學ノ監督ヲ受クル私立法學校及司法省舊法學校ノ卒業證書ヲ有スル者ハ普通試驗ヲ要セス判任官見習ヲ命スルコトヲ得○第五條　試驗ヲ分チ高等試驗普通試驗ノ二種トス」高等試驗ハ試補ニ任用セラレンコトヲ望ム者ノ爲ニシ普通試驗ハ判任官見習ニ任用セラレンコトヲ望ム者ノ爲ニス○第六條　試驗ハ筆記口述試驗ノ二樣トス筆記試驗ニ落第シタル者ハ口述試驗ヲ受クルコトヲ得ス○第七條　試驗ハ筆記口述ノ二樣ニ就キ各科目ノ點數ヲ合算シタル一定ノ平均點數ヲ以テ合格ヲ定メ時々官廳ノ需要ニ應シ人員ヲ限リ內閣ニ於テ合格者中ヨリ選拔シテ當選者ヲ定ム但一科目ニ付一ノ點數ナキ者ハ合格者トスルコトヲ得ス○第八條　前條ノ選拔ニ當ラサル者ハ合格者ト雖モ再ヒ文官ノ任用ヲ望ムトキハ更ニ本令ニ依リ試驗ヲ受クヘシ○第九條　試驗ニ必要ノ參考書類及紙墨ハ試驗室ニ備ヘ置キ受驗人ノ之ヲ携帶スルコトヲ許サス○第十條　試驗當選者ノ姓名ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス○第十一條　第九條ヲ犯シ若クハ不正ノ方法ヲ以テ當選シ他日其事ノ發覺シタルトキハ當選ノ効ナキモノトス○第十二條　第九條ヲ犯シタル者及第十一條ノ處分ヲ受ケ又ハ不正ノ方法ヲ以テ當選セント企テタル者ハ再ヒ試驗ヲ受クルコトヲ得ス○第十三條　第十八條第二十三條第三十三條第三十六條ノ履歷書中事實ヲ隱匿シ又ハ之ヲ僞リタル者ハ試驗ヲ受クルコトヲ得ス○第十四條　試驗當選者ノ姓名ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス○第十五條　本令施行ノ後五箇年間ハ事務練習中ト雖モ本官ノ缺アルトキハ其練習ノ滿期ヲ待スシテ本官ニ任スルコトアルヘシ」五箇年以上奏任官ヲ勤メタル者ニシテ高等試驗ヲ經當選シタル者ハ事務練習ヲ要セス直ニ本官ニ任スルコトヲ得

第二　高等試驗　第十六條　高等試驗ハ各官廳ノ須要ニ從ヒ時々東京ニ於テ試驗委員之ヲ行フ其期日及場所ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス○第十七條　高等試驗ヲ受クルコトヲ得ル者左ノ如シ」一　丁年以上ノ男子」一　外國ニ於テ大學校又ハ之ト同等ナル學校ノ卒業證書ヲ有シ又ハ三年以上其學科ヲ修學シタル旨ヲ證明スル證書ヲ有スル者」一　文部大臣ノ認可ヲ經タル學則ニ依リ法律學政治學又ハ理財學ヲ敎授スル私立學校ノ卒業證書ヲ有スル者」一　高等中學校及東京商業學校ノ卒業證書ヲ有スル者」一　五箇年以上奏任官ヲ勤メタル者○第十八條　試驗願書ハ其時々官報ヲ以テ公告スル期日前ニ左ノ證書ヲ取添之ヲ試驗委員長ニ差出スヘシ」一　出願者ノ履歷書」一　身分職業年齡及兵役ニ關スル書及修學證書ノ寫」一　第十七條ニ掲クル卒業證書○第十九條　高等試驗ノ科目ハ試驗ヲ行フ年毎ニ司法官又ハ行政官ノ別ニ依リ各官廳所掌ノ事務ヲ斟酌シテ文官試驗局長官之ヲ選定シ試驗ノ期日三箇月前ニ官報ヲ以テ之ヲ公告ス○第二十條　第三條第四條ノ資格ヲ具スル者ヲ除クノ外敎官技術官其他特別ノ學術技藝ヲ要スルモノハ別段ノ試驗法ヲ定ムルマテ各官廳ノ需ニ從ヒ試驗ヲ經スシテ之ヲ任用スルコトヲ得

第三　試補　第二十一條　試補ハ所屬大臣ノ指命スル所ニ就キ定限ヨリ短カラサル期限間事務ヲ練習スヘシ○第二十二條　各官長試補ノ定員ハ別ニ定ムル所ニ依ル○第二十三條　法學博士文學博士ノ學位ヲ受ケタル者又ハ法學博士文學博士ノ學位ヲ受ケタル者ハ直ニ本官ニ任シ法學博士文學博士ノ學位ヲ受ケタル者ハ高等試驗及實務練習ヲ要セス直ニ本官ニ任スルコトヲ得ス○第二十四條　法學博士文學博士ノ學位ヲ受ケタル者ハ高等試驗ヲ經當選シテ判任官ノ事務ヲ練習スル者ヲ云フ」本令ニ於テ司法官ト稱スルハ裁判官及檢察官ヲ總稱ス○第二條　第三條　第四條ニ掲クルモノヲ除クノ外本令ニ依リ定規ノ試驗ヲ經當選シタル者ニアラサレハ試補及見習ニ任命スルコトヲ得ス又實務練習ヲ終リタル者ニアラサレハ本官ニ任スルコトヲ得ス○第三條　三年以上分科大學ノ教授ニ任シタル者ハ高等試驗及實務練習ヲ要セス直ニ本官ニ任シ法學博士文學博士ノ學位ヲ受ケタル者又ハ法科大學文科大學及舊東京大學法學部文學部ノ卒業生ハ高等試驗ヲ要セス試補ニ任スルコトヲ得」司法官タルノ資格ヲ有スル者ニシテ他官ヨリ司法官ニ轉スルトキ又ハ司法官タルノ資格ヲ有シ三年以上代言人タル者ハ實務練習ヲ要セス直ニ本官ニ任スルコトヲ得○第四條　官立府縣立中學校又ハ之ト同等ナル官立府縣立學校及帝國大學ノ監督ヲ受クル私立法學校及司法省舊法學校ノ卒業證書ヲ有スル者ハ普通試驗ヲ要セス判任官見習ヲ命スルコトヲ得○第五條　試驗ヲ分チ高等試驗普通試驗ノ二種トス」高等試驗ハ試補ニ任用セラレンコトヲ望ム者ノ爲ニシ普通試驗ハ判任官見習ニ任用セラレンコトヲ望ム者ノ爲ニス○第六條　試驗ハ筆記口述ノ二樣トス筆記試驗ニ落第シタル者ハ口述試驗ヲ受クルコトヲ得ス○第七條　試驗ハ筆記口述ノ二樣ニ就キ各科目ノ點數ヲ合算シタル一定ノ平均點數ヲ以テ合格ヲ定メ時々官廳ノ需ニ應シ人員ヲ限リ內閣ニ於テ合格者中ヨリ選拔シテ當選者ヲ定ム但一科目ニ付一ノ點數ナキ者ハ合格者トスルコトヲ得ス○第八條　前條ノ選拔ニ當ラサル者ハ合格者ト雖モ再ヒ文官ノ任用ヲ望ムトキハ更ニ本令ニ依リ試驗ヲ受クヘシ○第九條　試驗ニ必要ノ參考書類及紙墨ハ試驗室ニ備ヘ置キ受驗人ノ之ヲ携帶スルコトヲ許サス○第十條　試驗當選者ノ姓名ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス○第十一條　第九條ヲ犯シ若クハ不正ノ方法ヲ以テ當選シ他日其事ノ發覺シタルトキハ當選ノ効ナキモノトス○第十二條　第九條ヲ犯シタル者及第十一條ノ處分ヲ受ケ又ハ不正ノ方法ヲ以テ當選セント企テタル者ハ再ヒ試驗ヲ受クルコトヲ得ス○第十三條　第十八條第二十三條第三十三條第三十六條ノ履歷書中事實ヲ隱匿シ又ハ之ヲ僞リタル者ハ試驗ヲ受クルコトヲ得ス○第十四條　試驗當選者ノ姓名ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス○第十五條　本令施行ノ後五箇年間ハ事務練習中ト雖モ本官ノ缺アルトキハ其練習ノ滿期ヲ待スシテ本官ニ任スルコトアルヘシ」五箇年以上奏任官ヲ勤メタル者ニシテ高等試驗ヲ經當選シタル者ハ事務練習ヲ要セス直ニ本官ニ任スルコトヲ得

第二　高等試驗　第十六條　高等試驗ハ各官廳ノ須要ニ從ヒ時々東京ニ於テ試驗委員之ヲ行フ其期日及場所ハ官報ヲ以テ之ヲ公告ス○第十七條　高等試驗ヲ受クルコトヲ得ル者左ノ如シ」一　丁年以上ノ男子」一　外國ニ於テ大學校又ハ之ト同等ナル學校ノ卒業證書ヲ有シ又ハ三年以上其學科ヲ修學シタル旨ヲ證明スル證書ヲ有スル者」一　文部大臣ノ認可ヲ經タル學則ニ依リ法律學政治學又ハ理財學ヲ敎授スル私立學校ノ卒業證書ヲ有スル者」一　高等中學校及東京商業學校ノ卒業證書ヲ有スル者」一　五箇年以上奏任官ヲ勤メタル者○第十八條　試驗願書ハ其時々官報ヲ以テ公告スル期日前ニ左ノ證書ヲ取添之ヲ試驗委員長ニ差出スヘシ」一　出願者ノ履歷書」一　身分職業年齡及兵役ニ關スル書及修學證書ノ寫」一　第十七條ニ掲クル卒業證書○第十九條　高等試驗ノ科目ハ試驗ヲ行フ年毎ニ司法官又ハ行政官ノ別ニ依リ各官廳所掌ノ事務ヲ斟酌シテ文官試驗局長官之ヲ選定シ試驗ノ期日三箇月前ニ官報ヲ以テ之ヲ公告ス○第二十條　第三條第四條ノ資格ヲ具スル者ヲ除クノ外敎官技術官其他特別ノ學術技藝ヲ要スルモノハ別段ノ試驗法ヲ定ムルマテ各官廳ノ需ニ從ヒ試驗ヲ經スシテ之ヲ任用スルコトヲ得

第三　試補　第二十一條　試補ハ所屬大臣ノ指命スル所ニ就キ定限ヨリ短カラサル期限間事務ヲ練習スヘシ○第二十二條　各官長試補ノ定員ハ別ニ定ムル所ニ依ル○第二十三條　法學博士文學博士ノ學位ヲ受ケタル者又ハ法學博士文學博士ノ學位ヲ受ケタル者ハ直ニ本官ニ任シ法學博士文學博士ノ學位ヲ受ケタル者ハ高等試驗及實務練習ヲ要セス直ニ本官ニ任シ